

## 裁判例紹介

### ■徳島地方裁判所 平成5年6月25日判決

町立中学校の野球部員（中1男子）が練習休憩中に熱中症にかかり、心不全により死亡した事故。指導教諭に、熱中症にかからないように適宜休憩を取らせ、水分を補給させ、部員に熱中症をうかがわせる症状がみられたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手当を取るなどの準備をなすべき義務を怠った等の過失があるとされ、町と県に対する合計約4800万円の損害賠償請求が認められた。

### ■松山地方裁判所西条支部 平成6年4月13日判決

バスケットボールのクラブ活動の練習中に、公立高校生徒（高1女子）が熱中症からの急性心不全により死亡した事故。指導担当教諭は、事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能である限り、右危険を回避するための措置を講ずべき注意義務を負うとし、異常な状態で生徒が第2回目に倒れた時点では、一般人としても身体の異常を容易に認識できたものであり、救急車を手配するなどして直ちに医師に診断を受けさせなかった点には過失がある過失があるとされ、市に対する合計約3000万円の損害賠償請求が認められた。

### ■東京高等裁判所 平成6年10月26日判決

（原審千葉地方裁判所平成3年3月6日判決）

県立高校相撲部の合宿練習中、生徒が熱射病による急性心不全により死亡した事故。顧問教諭には、相撲部員である生徒が異常な行動をした時点において、熱中症を予防するため異常がないか否かに注意し、水分塩分の補給を図り、更に意識喪失等の障害が見られた場合には、直ちに医療機関へ搬送すべき義務があったにもかかわらずこれを怠った過失があるとされ、県に対する合計約3600万円の損害賠償請求が認められた。

### ■静岡地方裁判所沼津支部 平成7年4月19日判決

高等学校のラグビー部の夏季合宿中、生徒（高2男子）が熱中症で死亡した事故。高校のラグビー部の監督には、合宿による部活では生徒部員の生命身体に不慮の事故が発生することのないよう、とりわけ、熱中症の起こる可能性の高い夏季合宿では熱中症に罹患しないよう適切な措置を講ずべき注意義務があるにもかかわらず、事故当日の気象要因の他、運動要因、個体要因等より、被害生徒が練習中に身体の不調を見せた時点において、熱中症の発症を予見して、直ちに練習を中止し全身状態を十分観察したうえ、休ませ水分を補給させる等の措置を採るべき注意義務に違反した過失があるとされ、学校法人と監督に対する合計約5100万円の損害賠償請求が認められた（なお、部長及び校長の責任は否定）。

■福島地方裁判所会津若松支部 平成9年1月13日判決

県立高校の柔道部員（高2男子）が、夏合宿練習中に熱射病の合併症である横紋筋融解症を発症して死亡した事故。顧問教諭には生徒の運動内容及び量、休憩の取り方に配慮するとともに、積極的に必要な量の水分・塩分を補給させ、直行ら生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないよう注意すべき義務に違反した過失があるとされ、県に対する合計約5400万円の損害賠償請求が認められた。

※安全ネット副代表の原田弁護士が担当

■浦和地方裁判所 平成12年3月15日判決

県立高校の山岳部員（高2男子）が合宿登山中に熱射病で死亡した事故。被害生徒に意識障害が発生しているにもかかわらず、冷却措置によって被害生徒の体調が相当程度回復したことから、医療機関に搬送するための措置をとらなかったことについて、引率教師に救護対応上の過失があるとされ、県に対する合計約5000万円の損害賠償請求が認められた。

■神戸地方裁判所 平成15年6月30日判決

市立中学生（中1男子）が、クラブ活動としてのラグビーの練習中に熱中症にり患して死亡した事故。顧問教諭に、練習中、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置をとり、必要に応じて医療機関に搬送すべき注意義務に違反した過失があるとされ、市に対する合計約4000万円の損害賠償請求が認められた。

■佐賀地方裁判所 平成17年9月16日判決

公立高校のラグビー部員（高3）習試合後、熱中症により死亡した事故。ラグビー部監督には、部員が熱中症に罹患しないように十分に配慮すべき注意義務を負うのはもちろん、部員に熱中症の罹患を疑うべき症状をひとたび発見した場合には、直ちに安静にさせ、アイシングなどの応急処置をとるとともに医療機関に搬送すべき義務があり、これに違反した過失があるとされ、地方公共団体に対する合計約5000万円の損害賠償請求が認められた。

■名古屋地方裁判所一宮支部 平成19年9月26日判決

市立中学のハンドボール部の生徒（中2男子）が、夏期練習中に熱中症に罹り死亡した事故。部活動顧問は、部員が熱中症に罹患しないように防止すべき注意義務を負い、また、熱中症に罹患した場合には、応急処置を行う、救急車を要請するなど適切な措置をとるべき義務を負っており、校長については、部活動顧問がこのような注意義務を履行できるように指導すべき義務を負っており、各々注意義務に違反した過失があるとされ、市に対する合計約4500万円の損害賠償請求が認められた。

■大分地方裁判所 平成20年3月31日判決

高校2年生の女子生徒がバスケットボール部の練習終了直後に熱中症により倒れ、その後健忘の症状が生じた事故。熱中症予防及び対処に関する部活動監督の注意義務違反の過失があったとされ、学校法人と監督に対する合計約360万円の損害賠償請求が認められた。

■さいたま地方裁判所 平成21年12月16日判決

市立保育所の園児が園内の本棚に入り込み熱中症により死亡した事故。園児の動静把握を1時間以上怠っていた保育士に重過失による義務違反があるとされ、市に対する合計約3300万円の損害賠償請求が認められた。

■福岡高等裁判所 平成26年6月16日判決

県立高校2年生の生徒が剣道部での練習中に倒れ搬送された市立病院で熱射病により死亡した事故。剣道部の顧問には、生徒が意識障害を生じた際に直ちに練習を中止し、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送し、それまでの応急措置として適切な冷却措置を取るべき注意義務を怠った過失、及び、生徒に熱射病の徴候である意識障害をうかがわせる異常行動が認められた際に、練習を継続する顧問を制止するなどして直ちに練習を中止し、救急車の出動を要請するなどの適切な措置を取るべき注意義務に違反した過失があるとされ、県及び市に対して合計約4600万円の損害賠償請求が認められた（市については市立病院の責任）。

■最高裁判所第三小法廷 平成27年12月15日決定

（原審大阪高等裁判所平成27年1月22日判決）

県立高校の生徒（高2女子）が、部活動練習中に熱中症のため突然倒れて心停止に至り、低酸素脳症を発症して重度の障害が残った事故。本件練習に立ち会うことができなかった顧問教諭には、部員らが熱中症に陥らないようあらかじめ指示・指導すべき義務の違反があったとされ、県に対して合計約2億3600万円の損害賠償請求が認められた。

■最高裁判所第一小法廷 平成28年1月21日決定

（原審高松高等裁判所平成27年5月29日判決）

県立高校（高2）の野球部所属の生徒が練習中に熱中症に罹患して死亡した事故。野球部監督である教員には、生徒に100メートルダッシュを再開させた後、その異常に気づき即座にダッシュを中止させるべきであったのにこれを怠った点、及び、生徒に対して熱中症の応急処置をとらなかった点において過失があるとされ、県に対して合計約4500万円の損害賠償請求が認められた。

■大阪高等裁判所 平成28年12月22日判決

(原審大阪地方裁判所平成28年5月24日判決)

公立中学校のバドミントン部に所属していた生徒(中1女子)が、部活動中に熱中症にり患し、脳梗塞を発症した事故。校長が、被告中学校の本件体育館に温度を認識することのできる環境が全く整備していなかったことについて注意義務違反による過失があるとされ、市に対する合計約480万円の損害賠償請求が認められた。